

ふくしま産業復興投資促進特区における税制上の特例措置

被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（法第38条）

平成33年3月31日までの間に市町村の指定を受けた事業者が、指定を受けた日から5年間の復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者等（※1）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として控除できます。

※1 雇用されている被災者。被災者の定義は次のいずれかに該当する者。

- ・ 平成23年3月11日時点で特定被災区域内（県内は全域が対象）の事業所で勤務していた者
- ・ 平成23年3月11日時点で特定被災区域内に居住していた者

※2 本特例、37条（設備投資に係る特別償却等）、40条（新規立地促進税制）はいずれかの選択適用となります。

<適用イメージ>

